# 空調夏期契約(選択約款)

令和元年10月1日実施

宮崎ガス株式会社

平成	29年	4月	1日	実施	令和	年	月	日	実旅
令和	元年 1	. 0月	1日	実施	令和	年	月	日	実施
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実施
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実施
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実施
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実施
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実施
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実旅
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実施
令和	年	月	日	実施	令和	年	月	日	実施

1. 適 用	1
2. 選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	
5. 契約の締結	1
6. 使用量の算定	2
7. 料 金	2
8. 料金の支払方法	3
9. 単位料金の調整	3
10. 名義の変更	3
11. 契約の変更又は解消	3
12. その他	4
付 則	5
1. 実施の期日	5
(別 表)	5
1. 適用区分	5
2. 料金及び消費税等相当額の算定方法	5
3. 料 金 表 1 (空調夏期契約第一種)	5
4. 料 金 表 2 (空調夏期契約第二種)	6

## 1. 適 用

- (1) この選択約款は、この選択約款の適用条件を満たすお客様が、適用を申し込み、 当社が承諾したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、当社のガス小売供給約款(以下「小売約款」といいます。)とあわせて適用いたします。

## 2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、小売約款等の変更に伴いこの選択約款を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) 当社は、小売約款に定める方法で当該変更内容をお知らせします。なお、当社が小売約款のみを変更する場合は、小売約款の規定によります。

## 3. 用語の定義

- (1)「契約使用可能量」とは、空調用熱源機の全定格入力(キロワット)を標準熱量(メガジュール)で除し3.6を乗じた値をいいます(小数点以下切り捨て)。ただし1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (2)「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (3)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税、及び地方消費税法の 規定により課される地方消費税に相当する額をいいます。この場合、その計算の結果、 1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (4)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加え た値をいいます。
- (5)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

## 4. 適用条件

お客さまが空調機器を使用し、空調機器のガス使用量を算定する専用のガスメーター を設置する場合には、当社に対してこの選択約款の適用を申し込むことができます。

## 5. 契約の締結

- (1)この選択約款に関する契約は、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2)お客さまは、この選択約款を承諾の上、所定の申込書を用いて、契約使用可能量及び契約種別(空調夏期契約第一種又は空調夏期契約第二種)を明らかにして、当社に申し込んでいただきます。
- (3)契約期間は、次のとおりといたします。
  - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日から同日が属する月の翌 月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。

- ② 小売約款に定める契約、又は他の選択約款からこの選択約款へ変更した場合、若しくはこの選択約款に定める他の契約種別へ変更した場合には、変更後の契約の契約期間は、契約種別の変更の日の翌日からその変更の日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- ③ 契約満了に先だって解約又は契約種別の変更の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。
- (4)当社は、この選択約款及び他の選択約款に基づく契約を契約期間満了前に解約又は小売契約への変更をされた方が、再度同一需要場所で本契約の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築などのための一時不使用による解約又は契約種別の変更の場合はこの限りではありません。
- (5)当社は、お客さまがこの選択約款の契約期間満了前にこの選択約款に定める他の契約種 別又は他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できない ことがあります。ただし、他の契約種別又は他の選択約款への変更が、設備の変更又は 建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (6) 当社は、お客さまが当社とのこの選択約款又は他の契約(すでに消滅しているものも 含みます。)に基づく料金を、小売約款に規定する支払期限日を経過しても支払われて いない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客さまが当社とこの選択約款に基づく料金を、小売約款に規定する支払期限を経過しても支払われない場合は、小売契約への申し込みを承諾できないことがあります。

## 6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みによりその料金 算定期間の使用量を算定いたします。

## 7. 料 金

(1)当社は、料金の支払いが、支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内(以下「早収料金適用期間」といいます。)に行われる場合には、早収料金(消費税等相当額を含みます。)を、早収料金適用期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増ししたもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金としてお支払いいただきます。なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

#### (2)適用料金表は次のとおりといたします。

## ① 空調夏期契約第一種

4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、別表の料金表1を適用し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、小売約款に定める料金の料金表を適用いたします。

### ② 空調夏期契約第二種

4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、別表の料金表2を適用し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、小売約款に定める料金の料金表を適用いたします。

## 8. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。 ただし、小売約款に定める供給停止の解除のためにお支払いいただく料金は、原則と して払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 9. 単位料金の調整

当社は、小売約款に基づき、毎月、別表の各料金表に定める基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。

## 10. 名義の変更

お客さま又は当社が契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくは この契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は、契約 をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたし ます。

## 11. 契約の変更又は解消

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合、又は2(2)によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更又は解消することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、又はお客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。)には契約期間中であっても、相互に契約を解消できるものといたします。

# 12. その他

(1)その他の事項については、小売約款を適用いたします。

## 付 則

## 1. 実施の期日

令和元年10月1日から実施します。

## (別表)

## 1. 適用区分

料金表1 空調夏期契約一種に適用いたします。

料金表2 空調夏期契約二種に適用いたします。

## 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1)早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2)基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量 基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。
- (3)従量料金は、基準単位料金又は9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (4)早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。(小数点第3位以下の端数切捨て)
  - ①早収料金に含まれる消費税等相当額=早収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
  - ②遅収料金に含まれる消費税等相当額=遅収料金×消費税率÷ (1+消費税率)
- (5)調整単位料金の適用基準は、小売約款の規定によります。

## 3. 料 金 表 1 (空調夏期契約第一種) (消費税等相当額を含みます。)

(1) 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	19,800.00円
(2) 流量基本料金単価	
1 立方メートルにつき	1,419.00円
(3) 基準単位料金	
1 立方メートルにつき	66.16円

## (4) 調整単位料金

(3)の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

# 4. 料 金 表 2 (空調夏期契約第二種) (消費税等相当額を含みます。)

# (1) 定額基本料金

1か月およびガスメーター1個につき	7,700.00円
-------------------	-----------

## (2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,419.00円

## (3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	77.42円

## (4) 調整単位料金

(3)の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。